前

改 (前 略) (定義) 第2条 (略) 3

この規程において「発明等」とは、次の各号に 4 この規程において「発明等」とは、次の各号に 掲げるものをいう。

īE

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権の対象となる創作
- (4) プログラムの著作物、データベースの著作物 及びデジタルコンテンツの著作物
- 5 この規程において「特許権等」とは、次の各号 5 この規程において「特許権等」とは、次の各号 に掲げるものをいう。
  - (1) 特許権
  - (2) 実用新案権
  - (3) 意匠権
  - (4) 著作権
  - (5) 特許を受ける権利
  - (6) 実用新案登録を受ける権利
  - (7) 意匠登録を受ける権利

(中略)

(研究経費の負担)

- 第9条 共同研究を受け入れる部局は、施設・設備 第9条 を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設 設備の維持管理に必要な経常経費等を負担する ものとする。
- 2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる 謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直 接的な経費(以下「直接経費」という。)及び産学 官連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経 費を勘案して定める額(以下「産学官連携推進経 費」という。)の合算額を負担するものとする。た だし、総長がやむを得ないと認める場合には、直 接経費を負担するものとする。
- 場合、産学官連携推進経費は、直接経費の10パ ーセントに相当する額を標準とする。
- 4 共同研究を受け入れる部局は、必要に応じ、直 4 接経費の一部を負担することができる。
- 5 民間機関等は、当該共同研究が第2条第1項第 5 2号に定めるものであるときは、民間機関等にお ける研究に要する経費等を負担するものとする。

(定義) 第2条 (同 左) 3

改

掲げるものをいう。

正

後

- (1) 特許権の対象となる発明
- (2) 実用新案権の対象となる考案
- (3) 意匠権の対象となる創作
- (4) プログラムの著作物、データベースの著作物 及びデジタルコンテンツの著作物
- (5) 回路配置利用権の対象となる回路配置
- (6) 育成者権の対象となる植物の新品種
- に掲げるものをいう。
  - (1) 特許権
  - (2) 実用新案権
  - (3) 意匠権
  - (4) 著作権
  - (5) 回路配置利用権
  - (6) 育成者権
  - (7) 特許を受ける権利
  - (8) 実用新案登録を受ける権利
  - (9) 意匠登録を受ける権利
  - (10) 回路配置利用権の設定登録を受ける権利
  - (11) 品種登録を受ける権利

(研究経費の負担)

(同 左)

- 2 民間機関等は、共同研究遂行上特に必要となる 謝金、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料等の直 接的な経費(以下「直接経費」という。)及び産官 学連携推進に関連し直接経費以外に必要となる経 費を勘案して定める額(以下「産官学連携推進経 費」という。)の合算額を負担するものとする。た だし、総長がやむを得ないと認める場合には、直 接経費を負担するものとする。
- 3 前項により民間機関等の負担する額を算出する 3 前項により民間機関等の負担する額を算出する 場合、産官学連携推進経費は、直接経費の10パ ーセントに相当する額を標準とする。

(同 左)

改 後 改 正 前 正

(中 略)

(特許権等の出願等)

- おける帰属の決定、出願その他特許権等の取扱い については、次項、第3項及び第4項並びに次条 から第18条までに定めるほか、別に定める京都 大学発明規程(平成16年達示第96号。以下「発 明規程」という。)の定めるところによる。
- 2 総長は、民間機関等と第7条第1項に定める共 同研究契約を締結しようとするときは、特許権等 の帰属と出願につき、次の各号のいずれによるか を定めるものとする。
  - (1) 共同研究の結果得られる特許等を受ける権利 は、原則として本学(発明規程第16条ただし 書の場合にあっては当該研究担当者)に帰属す る。ただし、民間機関等の貢献度に応じて、共 同研究による成果の帰属とその持分を別途定め ることを妨げない。
  - (2) 共同研究の結果得られる特許等を受ける権利 は、共同研究の結果生じた発明等が単独で行わ れたか又は共同で行われたかの区別に従い、本 学(発明規程第16条ただし書の場合にあって は当該研究担当者)若しくは民間機関等の単独 所有又は両者の共有とする。
- 3 総長は、発明規程第16条本文の規定(第33 条において準用する場合を含む。以下同じ。) によ り、共同研究の結果得られる特許等を受ける権利 を本学が承継した場合において特許権等の出願を 行おうとするときは、当該出願について、あらか じめ民間機関等の長の同意を得るものとする。
- る権利の持分を発明規程第16条本文の規定によ り本学が承継した場合において特許権等の出願を 行おうとするときは、民間機関等の長と当該特許 等を受ける権利に係る持分を定めた共同出願契約 を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。 (特許権等の優先的実施)
- 規程第16条本文の規定による特許を受ける権利 及びこれに基づき取得した特許権等をいう。以下 同じ。)を民間機関等又は民間機関等の長の指定す る者に限り、出願したときから10年を超えない 範囲内で定めた期間において優先的に実施させる ことができる。ただし、この期間は、必要に応じ て更新することができる。
- 2 総長は、民間機関等との共有に係る特許権等を 民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限 り、出願したときから10年を超えない範囲内で

(特許出願等)

第15条 共同研究において発明等が生じた場合に | 第15条 共同研究において発明等が生じた場合に おける帰属の決定、出願その他特許権等の取扱い については、次項及び第3項並びに次条から第1 8条までに定めるほか、別に定める京都大学発明 規程(平成16年達示第96号。以下「発明規程」 という。)の定めるところによる。

- 2 総長は、発明規程第16条本文の規定(第35 条において準用する場合を含む。以下同じ。)によ り、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰 属した場合において特許出願等を行おうとすると きは、当該特許出願等について、あらかじめ当該 共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を 得るものとする。
- 4 総長は、共同研究の結果得られる特許等を受け 3 総長は、共同研究の結果得られる特許権等の持 分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である 民間機関等との共有となった場合において特許出 願等を行おうとするときは、当該民間機関等の長 と当該特許権等に係る持分を定めた共同出願契約 を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。 (特許権等の優先的実施)
- 第16条 総長は、本学に帰属する特許権等(発明|第16条 総長は、本学に帰属する特許権等につい て、共同研究の相手方である民間機関等又は民間 機関等の長の指定する者に限り、出願したときか ら10年を超えない範囲内で定めた期間において 優先的に実施させることができる。ただし、この 期間は、必要に応じて更新することができる。

(同 左)

後 改 Æ 前 改 正 定めた期間において優先的に実施させることがで きる。ただし、この期間は、必要に応じて更新す ることができる。 (第三者に対する実施の許諾) 第17条 総長は、前条第2項に規定する優先的実 第17条 施の期間において、民間機関等又は民間機関等の (同 左) 長の指定する者が、その第2年次以降において正 当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は 民間機関等の長の指定する者以外の者(以下「第 三者」という。) に対し当該特許権等の実施を許諾 することができる。 2 総長は、民間機関等又は民間機関等の長の指定 する者が、共有に係る特許権等を優先的実施期間 中その第2年次以降において正当な理由なく実施 しないときは、第三者に対し当該特許権等の実施 を許諾することができる。 (実施料) (実施料) 第18条 総長は、前2条の規定により本学に帰属 第18条 総長は、第16条第1項の規定により 本学に帰属する特許権等について、民間機関又は する特許権等、共有に係る特許等を受ける権利若 しくは特許権等の実施を許諾したとき又は共有に 民間機関が指定する者が実施したときは、別に実 施契約で定める実施料を徴収するものとする。 係る特許等を受ける権利若しくは特許権等を本学 と共有する民間機関等が実施するときは、別に実 2 総長は、第17条の規定により、本学に帰属す る又は共有に係る特許権等について、第三者が実 施契約で定める実施料を徴収するものとする。 施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴 収するものとする。 3 総長は、第16条第2項の規定により、共有に 係る特許権等について、共有者である民間機関又 は当該民間機関が指定する者が実施するときは、 その実施料について別途協議のうえ、定めること ができる。 (後略)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。